

# 災害時の ごみの出し方

災害が発生した時  
ごみはどのように出すの？



泉佐野市

環境省 近畿地方環境事務所

# 災害時のごみについて

近年、地震や水害などの自然災害が多発しています。

災害が起こると、建物や家屋が被災して、大量のがれきや壊れた家具などが発生します。これらのごみを、「災害廃棄物<sup>さいがいはいきぶつ</sup>」といいます。

そのほか、毎日の暮らしからは「生活ごみ」が、避難所からは「避難所ごみ」が発生しますし、「し尿」の処理も必要です。



一日も早く復興するためには、これらをルールに基づいて**分別**し、ごみ出しすることが大切です。

どうして分別が必要なの？

色んなごみが混ざって、処理先に運び出せないよ。



また災害が起きたら、どうしたらいいんだろう？

この手引きでごみの出し方を確認して、災害に備えよう！



泉佐野市では、平成30年に台風21号により市内各所で被害が発生しました。

台風21号の被災状況



混合状態の災害廃棄物

台風21号では、合計3,500トンの災害廃棄物を処理するのに、約4ヶ月かかりました。

南海トラフ地震で想定される災害廃棄物は約100,000トンです。

災害時にごみが無秩序に出してしまうと、迅速な処理ができないため、生活環境の悪化や早期復興の妨げになります。

# 災害時のごみの種類

災害時のごみには、5つの種類があります。

## 災害廃棄物

①片付けごみ: ⇒ 5~6ページ

被災した自宅内を片付けるときに出てくる  
壊れた家具など

そんかいかおく

②損壊家屋等の解体及び撤去に伴うがれき: ⇒ 9ページ

## 毎日の暮らしから出るごみ

③生活ごみ: ⇒ 7ページ

家庭から排出される日常のごみ

ひなんしよ

④避難所ごみ: ⇒ 8ページ

避難所から排出されるごみ

⑤し尿: ⇒ 8ページ

家庭、避難所、仮設トイレからのくみ取りし尿



こんなに種類があるの! ?  
何から片づけたらいいんだろう。

## ①片付けごみ



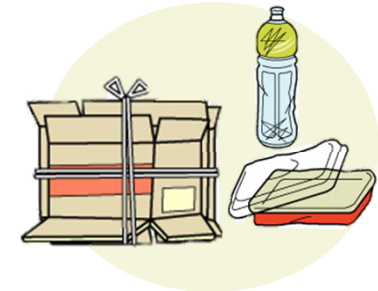
## ②損壊家屋等の解体及び撤去に伴うがれき



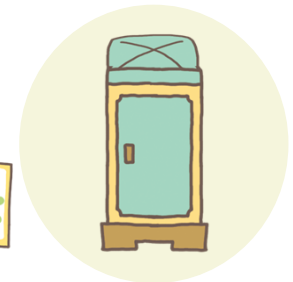
## ③生活ごみ



## ④避難所ごみ



## ⑤し尿



ごみの種類ごとに、出し方をまとめて  
います。該当するページを見てね。



# 片付けごみ(住民用仮置場)について

じゅうみんようかりおきば

通常のごみ収集で対応できない場合は、住民用仮置場を開設します。開設場所や分別区分、搬入時間等の詳細は、被災状況に応じて市でしますので、ごみの種類ごとに決められたルールにしたがって搬出し

地域の皆さんの助け合いが大切です。日頃から声を掛け合うことができるつながりを作りましょう。

仮置場に運ぶのは、大変だよ

コンクリート

家具類

畳・布団

家電製品

## 注意点

- ・解体業者によるがれきの持ち込みはできません。
- ・災害で被災したもの以外は持ち込まないでください。
- ・中身が入った冷蔵庫や冷凍庫は、受け入れできません。
- ・生ごみや危険物など、分別区分にないものは受け入れできません。

住民用仮置場 は、片付けごみを持っていく場所です。解体業者による解体及び撤去に伴うがれきは持ち込みできません。



決定し、お知らせしてください。

## 片付け作業時の注意点

片付け作業では、割れたガラスなどがあるため、長袖・長ズボン・ゴム手袋などの保護具を着用しましょう。また、砂埃などが目や口に入らないよう、マスクやゴーグルを着用しましょう。



トタン等

瓦

木くず

便乗ごみ 禁止

これもついでに持っていきこう！

災害で大変なときに、ルールを守らないと処理が遅れてしまうよ。



# 生活ごみ

生活ごみは、可能な限り普段通り収集します。普段の場所、曜日にごみ出しをしてください。

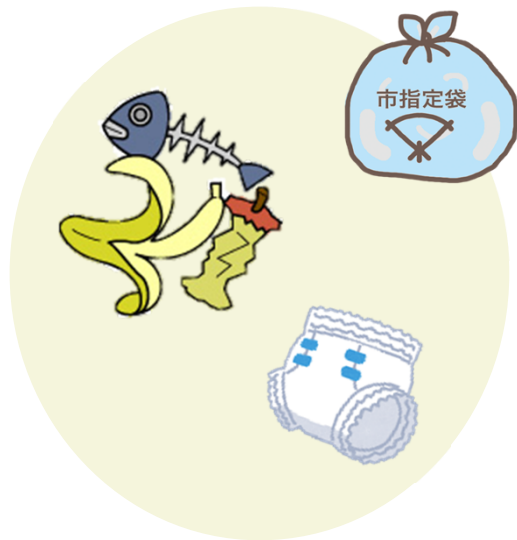
※被災状況により、普段通りの収集ができない場合には、別途ご案内します。

※生ごみなどの可燃物を優先的に収集し、その他の腐敗する恐れのないごみは、ご自宅での保管をお願いする場合があります。

生ごみなどの生活ごみを、  
住民用仮置場に  
持ち込まないでください。



## 優先収集するごみ



## 保管するごみ



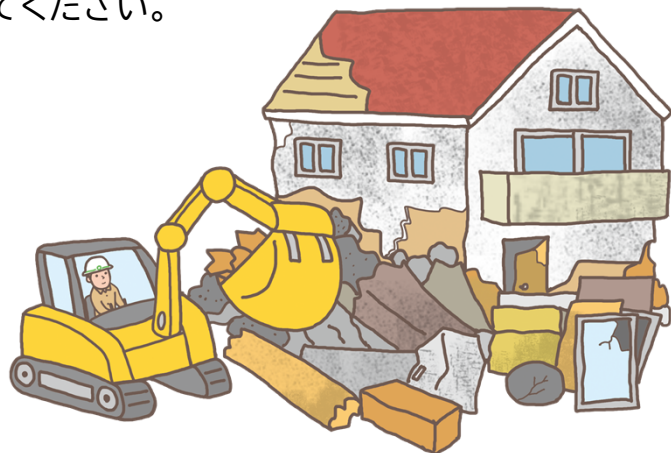
# 避難所ごみ・し尿

避難所ごみは、避難所ごとのルールに従ってごみを分別して出してください。ご家庭のトイレが使えない場合は、避難所の仮設トイレや携帯トイレをご利用ください。



# 損壊家屋等の解体及び 撤去に伴うがれき

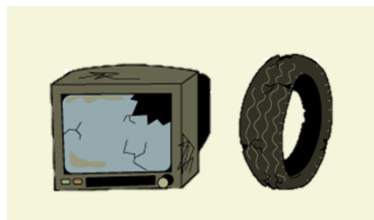
損壊家屋等の解体及びがれきの撤去は、所有者の責任において行うのが原則です。専門の業者に解体、及び解体後の廃材やがれきの処理を依頼してください。



※被災状況によっては、市が負担して解体及び撤去する場合があります。

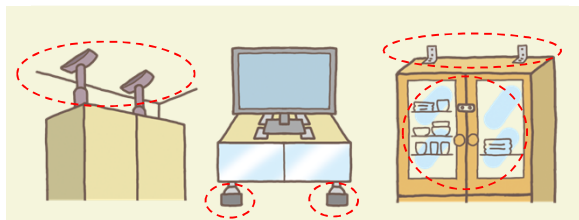
## 平常時の備え

### 不要なごみの処分



日頃から  
小まめに処分しましょう。

### 家具などの破損防止



つっぱり棒      キャスター下皿      L字金具  
ガラス飛散防止フィルム  
家具は固定するなど、  
災害時の破損等を防止しましょう。

## ご協力のお願い

ごみを分別して、地域で協力しましょう。



災害と関係ないごみを置くと、  
処理に時間がかかります。  
分別にご協力をお願いします。

写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル  
([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

- ・救急車などの緊急車両の通行の妨げになったり、倒れたりする危険性もあるので、「片付けごみ」は原則道路上には出さないでください。
- ・ごみは種類ごとに処理先、処理方法が異なるため、分別されていないごみは再分別を行う必要があり、災害復旧の遅れにつながってしまうため、お手数でも分別してください。
- ・高齢や障がい等が理由で、住民用仮置場への搬出が困難な場合、市の対応だけでは難しく、共助(住民同士の支え合い)の部分が必要となってきます。日頃から声を掛け合うことができる、住民同士のつながりづくりを心がけてください。

**仮置場の設置場所・開設期間・分別方法、  
ボランティア情報については、ホームページ、  
防災行政無線、広報等でお知らせします。**

# 災害時のごみの出し方

---

発行 令和3年3月

泉佐野市 生活産業部 環境衛生課

電話:072-463-1212 FAX:072-464-9314

---

環境省 近畿地方環境事務所

---